

(2) 愛媛県環境基本条例（基本理念）

本県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には「愛媛県環境基本条例」を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

ア 環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

イ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

ウ 地球環境の保全の推進

地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。